

令和 8 年度 大学・高専機能強化支援事業

（支援 2：高度情報専門人材の確保に向けた

機能強化に係る支援）

「重点分野支援枠」

公募要領

（2 回目）

令和 8 年 1 0 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

1. 目的・背景	2	(1) 審査手順	10
(1) 目的	2	(2) 委員会による意見	11
(2) 背景	2	6. 事業の実施と評価等	11
2. 事業について	4	(1) 実施体制	11
(1) 申請対象	4	(2) フォローアップ	11
(2) 選定件数	4	7. 申請書等の提出	12
(3) 助成期間	4	(1) 公募スケジュール及び提出先について	12
(4) 助成額等	4	(2) 留意事項	12
3. 申請資格・要件等	5	8. 助成金の交付等	13
(1) 申請者等	5	(1) 助成金の交付	13
(2) 申請可能件数	5	(2) 助成金の執行に関する留意事項	13
(3) 申請資格	5	(3) 助成金における不正等への対応	14
(4) 申請要件	6	(4) 申請要件の未達等について	14
4. 申請書の作成	10	9. その他	14
(1) 申請書等	10	(1) 助成事業の公表等	14
(2) 資金計画	10	10. 問合せ先	15
(3) その他	10	(別添 1：経費の使途可能範囲)	16
5. 選定方法等	10		

※ 本事業については、情報系かつ重点分野に係る体制強化を図る取組を支援するものですが、令和 9 年度概算要求において、成長分野転換枠と統合し、成長 17 分野支援枠へ変更するとともに、情報系の学部等の組織を持たない大学においても申請が可能となるよう見直しを検討しています。

なお、見直しの結果は、令和 9 年度の公募から反映します。

文部科学省 HP (https://www.mext.go.jp/content/20260825-ope_dev02-000051779-6.pdf)

令和 8 年度 大学・高専機能強化支援事業
(支援 2 : 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)
「重点分野支援枠」
公募要領

大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」公募要領（以下「本公募要領」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」」（以下「本事業」という。）における公募について定めたものです。

1. 目的・背景

(1) 目的

「大学・高専機能強化支援事業」は、大学又は高等専門学校の設置者に対し、デジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することにより、全国各地における当該成長分野の学部等の設置等を促進することを目的とした助成事業です。

(2) 背景

世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、AI の進展による効率化とリスクなどの課題に直面しています。

このような世界情勢に加え、我が国においては少子化が最も重要な課題です。2025 年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」は、2024 年現在約 63 万人いる大学進学者数が、2040 年には約 46 万人となり、約 3 割減少するとの予測を示しています。

これまで「大学・高専機能強化支援事業」では、「教育未来創造会議第一次提言」等で示された方向性を踏まえ、意欲ある大学及び高等専門学校による特定成長分野¹への転換等を重点的に後押しし、これらの学部等の設置を促進してきました。また、情報技術の高度化が急速に進展する中で、AI・データサイエンス等を担う高度情報

¹ 中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（科学技術・イノベーション基本計画や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略・方針等に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るもの。）

専門人材の不足が特に深刻化しているデジタル分野については、大学院段階を中心とした大学の教育体制強化、高等専門学校教育体制強化についても支援を行ってきました。

少子化と同時に高齢化も進むことから、生産年齢人口の減少による様々な分野での労働供給の不足が予測されています。先般公表された経済産業省「2040年の就業構造推計（改訂版）について」では、2040年には事務職が400万人以上余剰となる一方、AI・ロボット等を利活用する人材が300万人以上不足するとの予測を示しています。また、学歴別に見ても、大学卒、大学院修了の文系学生が余剰となる一方、理系学生が100万人以上不足する、地域の経済や産業の担い手となる工業科の高校生、高等専門学校生も不足するとの予測を示しています。

また、令和7年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」では、今後の大きな産業構造変化により就業構造にも大きな変化がもたらされることを想定し、地域の産業構造の特色を踏まえ産業人材のニーズを分析した上で、必要な教育プログラムの整備等を推進するため、「産業人材育成プラン」が策定されました。

加えて、令和7年11月に設置された日本成長戦略本部でも、「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野」としてAIや半導体、量子、造船、バイオ、航空等が示されるとともに、「未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実」が成長戦略の検討課題の一つとして示されています。また、総合科学技術・イノベーション会議では、第7期科学技術・イノベーション基本計画において、我が国が戦略的に取り組むべき重要な技術領域として、具体的にAI・先端ロボット関連技術や量子関連技術、半導体・通信技術、バイオ・ヘルスケア関連技術、造船関連技術、航空関連技術などが挙げられました。

このような中で、大学及び高等専門学校が我が国の持続的な成長に貢献するためには、従来の専門分野にとらわれることなく、情報技術を戦略的に活用した教育・研究体制を構築し、重要技術領域に対応できる高度な人材育成を強力に進めることが不可欠です。とりわけ、大学が長きに渡り培ってきた人材育成力や研究資源を最大限に生かしつつ、産業界のニーズや技術革新のスピードに柔軟に対応しうよう、自らの教育・研究機能を再編・転換していくことが強く求められています。

このため、これまでの高度情報専門人材の育成を発展させ、「重点分野支援枠」を新たに創設し、AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の我が国の成長を牽引する重要技術領域における、大学及び高等専門学校の既存の組織体制にとらわれない新しい教育体制の構築等の取組を積極的に支援することとします。これにより、産業構造の変化に的確に対応できる人材育成基盤を強固なものとし、ひいては我が国全体としての持続的な成長に寄与する人材供給力の強化を図ることを目指します。

2. 事業について

(1) 申請対象

上記の目的・背景を踏まえ、本事業については、以下に記載するとおり、情報系分野かつ重点分野に係る人材の確保に向けた機能強化に係る、意欲ある大学・高等専門学校の取組を対象とします。

【対象とする大学の取組】

既設の情報系分野に係る学部・学科又は研究科、専攻、コース等を有する国立・公立・私立の大学において、特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員、又は、専攻に係る課程の変更による体制強化を図る取組を対象とする。なお、大学院段階に加え学部段階の体制強化を行う場合には、学部段階の取組を大学院段階の取組より先行して行うことも可とし、学部段階の体制強化を開始した日から4年を経過した日までに大学院段階の体制強化を図る取組についても、対象に含むものとする。

【対象とする高等専門学校の取組】

特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員に資する取組を対象とする。

(2) 選定件数

申請状況等により大学・高専基金助成金の予算の範囲内で選定を行うこととする。

※本事業の応募受付期間は令和10年度までの予定である。

(3) 助成期間

事業計画に基づき、最長10年間

(4) 助成額等

【大学の取組】

・上限額：10億円（助成期間における総額）

【高等専門学校の取組】

・上限額：10億円（助成期間における総額）

- ① 本事業の審査に当たり、事業計画に計上している助成金額の多寡によって評価の優劣が生じることはない。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上すること。

- ③ 総事業費と助成金額との差額は自己負担となる。
- ④ 事業計画における定員増の規模等に応じて、支援する助成金額の調整を行うことがある。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国立・公立・私立の大学²又は国立・公立・私立の高等専門学校²（以下「大学等」という。）を対象とします。

② 申請者

申請者は、大学等の設置者（高等専門学校を設置しようとするものを含む。）とし、本事業への申請は、機構の機構長宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学又は高等専門学校を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科等）で申請することはできません。

④ 事業責任者

本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は設置者又は大学等に所属する常勤の役員若しくは教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学等を対象として申請者が申請できる事業計画は、1回の公募につき1件とします。

なお、大学の取組において、大学院段階の体制強化と学部段階の体制強化を異なる年度に計画している場合であっても一つの申請となります。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学等の設置者は、本事業に申請できません。

i) 大学等全体として学生募集停止中の大学等

ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条（高等専門学校の場合は、同法第123条で準用する第109条）の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等

iii) 「私立大学等経常費補助金」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。また、大学には短期大学を含まない。

等研究推進費補助金取扱要領」第3条の規定に基づき、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等

- iv) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学等
- v) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学等

（4）申請要件

以下の要件を満たす大学等の設置者に限り、申請することが可能です。

【大学の取組】

- ① 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学であること。なお、学部を置かない大学や新設予定の大学で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ② 志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や複数の企業等との事前協議も含めた地域との連携を行い、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び大学での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること（その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要。）。
- ④ 特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる研究科・専攻等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野であって特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員（研究科、専攻の定員の増員を伴わないものを含む。）、専攻に係る課程の変更（研究科、専攻、コース等の設置・増員及び専攻に係る課程の変更に伴う学部、学科、コース等の設置・増員（学部、学科の定員の増員を伴わないものを含む。）を含む。）（以下「研究科等の設置等」という。）による体制強化の計画であること。重点分野に

については、別表 1 に示す分野の中から 1 つ又は複数の分野を選択すること。
なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。

- ⑦ 科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針や総合科学技術・イノベーション会議において、第 7 期基本計画の策定に向けて提示された重要技術領域等の政府全体の戦略・方針等に合致した計画となっていること。
- ⑧ 教育の実績を有する既設の情報系分野に係る学部・学科又は研究科、専攻（授与する学位が、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号。以下、「学位種類分野変更基準」という。）に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学において、重点分野に係る人材を育成する計画（学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含む学位を授与する計画に限る。）であること。
- ⑨ 機構による事業計画の選定があった日から 2 年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること。
- ⑩ 計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程 15 名以上又は大学院博士課程 5 名以上の入学定員の増員を行う計画であること。（大学院修士課程には博士前期課程を含み、大学院博士課程には博士後期課程を含む。）
- ⑪ 国立大学について、大学全体の収容定員の増員を伴う学部定員の増員を行う場合は、国立大学法人の第 6 期中期目標期間終了時まで他に学部・他学科を中心に同規模以上の定員減を行う具体的な計画であり、定員減を行う学部・学科、人数及び時期を明確にした計画であること。
- ⑫ 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑬ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度における「応用基礎レベル」について、大学又は計画の対象となる学部若しくは計画の対象となる研究科に関連する主な学部が認定を受けている、又は原則として令和 8 年度の末日までに認定を受ける計画があること。
なお、学部を置かない大学で、本認定制度の対象に該当しないものについては、本要件は適用されない。
- ⑭ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。

【高等専門学校の取組】

- ① 高等教育の修学支援新制度において、修学支援法に基づき、財務状況や

収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた高等専門学校であること。なお、新設予定の高等専門学校で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。

- ② 志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や複数の企業等との事前協議も含めた地域との連携を行い、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び高等専門学校での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること。（その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要。）
- ④ 特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる学科・コース等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野であって特定成長分野のうち情報系分野かつ重点分野に係る学科・コース等の設置・増員（学科の定員の増員を伴わないものを含む。以下「学科・コース等の設置等」という。）を行う計画であり、学位種類分野変更基準に定める工学関係の学位の分野に係るものであること。重点分野については、別表1に示す分野の中から1つ又は複数の分野を選択すること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ⑦ 科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針や総合科学技術・イノベーション会議において、第7期基本計画の策定に向けて提示された重要技術領域等の政府全体の戦略・方針等に合致した計画となっていること。
- ⑧ 機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。なお、高等専門学校を新設する場合は、機構による事業計画の選定があった日から3年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。
- ⑨ 計画の対象となる学科・コース等の設置等において、20名以上の入学定員の増員を行う計画であること。
- ⑩ 国立高等専門学校について、学校全体の収容定員の増員を伴う学科定員

の増員を行う場合は、定員増を行った日から10年を経過した日までに、他学科・他コース等を中心に同規模以上の定員減を行う具体的な計画であり、定員減を行う学科・コース等、人数及び時期を明確にした計画であること。

- ⑪ 教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑫ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること。（新設予定の高等専門学校においては、当該学校において学生の受入れを開始した日から7年を経過する日までに認定を受ける計画があること。）

（別表1）

<物理化学・工学領域>

- 量子技術分野（量子コンピュータ・量子暗号・量子センシング等を含む）
- 半導体・光電融合技術分野
- 宇宙科学・工学分野（宇宙輸送系、衛星系等を含む）
- 地球科学・惑星科学分野（地震・火山、地盤・耐震工学等を含む）

<機械・電気（電子）技術領域>

- 先端ロボティクス分野
- 製造設備・機器分野（先端的な計測・分析機器等を含む）
- 電子部品・デバイス分野（半導体等の重複あり）
- モビリティ・輸送分野（造船・海洋技術・航空機等を含む）

<資源・エネルギー技術領域>

- 物性科学・マテリアル分野（重要鉱物資源、部素材等を含む）
- 省エネルギー・再生可能エネルギー分野（GX等を含む）
- フュージョン・エネルギー技術分野
- 原子力科学技術分野

<情報・通信技術領域>

- 人工知能（AI）・IoT分野（機械学習、生成AI、DX等を含む）
- デジタル・サイバーセキュリティ分野
- 次世代情報・計算基盤分野
（スーパーコンピュータ、データ分析・解析技術等を含む）

<生命科学・化学領域>

- バイオテクノロジー分野

- (ゲノム編集技術、微生物・植物科学、フードテック等を含む)
- 生命科学・医科学分野（基礎生命科学、次世代創薬、医療機器等を含む）
 - 応用化学・有機化学分野
 - ヘルスケア分野

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

申請書は、本事業に係る事業計画として審査されますので、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書を作成してください。また、事業計画の概要を申請書とともに提出してください。

申請書等の様式は、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/josei/>) の公募に係るページからダウンロードしてください。

なお、以下のとおり、各申請書を作成してください。

- ・ 大学：様式 2-2-1～2-2-4
- ・ 高等専門学校：様式 2-3-1～2-3-4

(2) 資金計画

本事業に係る事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な経費を計上してください。

自己負担も含め、助成対象経費（大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則（令和5年4月13日規則第2号。以下「交付規則」という。）別表を参照）のみを申請書に記載することができます。

(3) その他

申請書等の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、政府全体の戦略・方針を踏まえながら、具体的かつ明確に記載してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、機構に設置する「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

選定委員会において、大学等から提出された申請書等の審査を行い、選定候補となる大学等を決定します。

選定委員会は、選定候補となった大学等を機構に報告し、機構はこの報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学等を選定の上、申請者に対し、選定又は不選定の結果を通知します。

具体的な審査方法等については、「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）「重点分野支援枠」審査要項」を参照してください。

（２）委員会による意見

事業の選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求め、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

（１）実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長又は校長（以下「学長等」という。）のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長等は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況等を客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

（２）フォローアップ

本事業については、フォローアップを実施します。なお、フォローアップの実施に当たっては、以下のとおりとします。

- ① 本事業に選定された大学等は、交付規則に基づき、本事業に係る実績報告書（機構の事業年度終了に伴う実績報告書）を毎年度機構に提出していただきます。
なお、併せて、機構は当該大学等に対して本事業の進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができることとします。
- ② 本事業に選定された大学等は、助成期間中、文部科学大臣宛に行う設置認可申請又は届出に係る申請・届出書類のうち、機構の指定するものについて、その写しを遅滞なく機構に提出することとします。なお、コース等の設置・増員の場合は、募集人員数を明記した学則の写しを機構に提出することとします。
- ③ 機構において、本事業に選定された大学等における取組の実施状況等をウェブサイト上で公表します。また、機構において、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を併せて公表します。

7. 申請書等の提出

(1) 公募スケジュール及び提出先について

【公募スケジュール】

スケジュールは下記のとおりです。なお、申請数の状況等により、審査等以降のスケジュールは変更があり得ます。

- ・公募説明資料は機構のウェブサイトに掲載予定です。
- ・選定結果は全ての申請者に対して通知します。なお、通知後、文部科学省及び機構のウェブサイトにて選定校の一覧を公表する予定です。

公募開始日	令和8年10月1日（木）
公募締切日	令和8年11月16日（月） 12時
審査等	令和8年11月中旬～令和9年2月
選定結果通知・交付内定	令和9年2月下旬頃～3月上旬
交付決定	令和9年3月頃

【提出先】 機構の指定するクラウドサイト

【提出方法】 電子媒体 ※紙媒体での提出は不要です。

なお、提出用 URL については、別途機構より案内しますので、機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/josei/>) の公募に係るページに掲載している事前連絡フォームに必要事項をご入力の上、ご連絡ください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。なお、記載事項に不明な点があれば機構から問い合わせる場合があります。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学等について、一定期間、本事業への参画を制限します。
- ③ 選定された大学等の設置者に対しては、別途、助成金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 申請書類は、機構において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。情報公開窓口／個人情報保護窓口については機構ウ

ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/disclosure/#two>) を参照してください。

- ⑤ 今回の申請に関する問合せ等については、受付期間を定めウェブサイト等を通じて受け付けます。なお、個別大学等の構想に係る質問・相談等（手続等に係る質問等は除く。）は受け付けることができません。

8. 助成金の交付等

（１）助成金の交付

- ① 選定された事業計画において、助成金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学・高専成長分野転換支援基金助成金により、機構から経費措置を行うこととしています。本事業は、助成期間における事業計画に対して一括で交付決定を行うことを基本とします。また、本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添１に示すものとします。
- ② 新たに高等専門学校を設置する事業計画であって申請時に設置者となる学校法人が存在しない場合は、学校法人設立の認可を受けた後に、交付規則第16条第２項に定める助成金の請求を認めることとします。
- ③ 毎年度、交付規則に基づき、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、機構に提出してください。なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、機構は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（２）助成金の執行に関する留意事項

助成金の交付を受けた場合、学長等、事業責任者及び経理等を行う大学等の事務局は以下のことに留意してください。

① 助成金の執行及び管理

本助成金の財源は国費であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、申請書、報告書等の作成や提出は、学長等のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 助成金の執行に係る事務

助成金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学等の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から５年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに５年間保管するのではなく、助成期間中の全て

の書類について、助成期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。。

なお、施設整備を行った場合や設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金に基づき整備等されたものであることを踏まえ、助成期間中のみならず、助成期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 助成金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付規則及び「大学教育再生戦略推進費における不正等への対応方針」(平成26年4月1日高等教育局長決定)に準じて、以下の措置を講じることとします。

① 大学等に対する措置

不正等があった場合、それに係る助成金について、機構は選定された大学等に対して事実確認の上、その交付決定の一部又は全部の取消し等を行い助成金の返還を求めます。

② 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学等名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表します。

③ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する本事業を選定する際に参考として活用することがあります。

(4) 申請要件の未達等について

選定時には申請要件で示した計画を満たすことが必須となりますが、選定後に申請要件の未達等となる状況が生じた場合(例えば、設置認可申請を行ったが認可されなかった場合や、国際卓越研究大学として認定され助成が開始された場合等)の取扱いは、「大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A」の「本事業に選定された後に、申請要件の未達等となる状況が生じた場合、どのような手続が必要となりますか。」をご参照ください。

9. その他

(1) 助成事業の公表等

助成事業の対象となる大学等の選定後に、申請状況や選定状況とともに、選定された大学等が申請時に提出した事業計画の概要等についても公表する予定です。

本事業の広報活動に際して、選定された大学等に対して協力を求めます。

なお、本事業による助成期間終了後も、各大学等は本事業の成果を活用した大学等運営を引き続き行っていただくとともに、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学等のウェブサイト等にて公表することとします。加えて、他の大学等や学生を含め、広く情報提供いただくこととします。

10. 問合せ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成事業部助成課

問合せ用フォーム <https://forms.cloud.microsoft/r/fwUnF2wdmH>

(別添 1 : 経費の使途可能範囲)

本事業の助成対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです（大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領（以下「取扱要領」という。）も併せて確認してください。）。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、助成期間終了後も取組が継続できるよう、助成期間における適切な規模の所要経費を算出してください。交付内定前に契約を締結した案件に係る経費については、助成の対象となりません。

全ての経費において、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、交付規則及び取扱要領等に従って適切に管理してください。

なお、設備、備品、消耗品の区別については、助成事業者の会計規程等に基づき行ってください（消耗品費は認められません）。

【物品費】

①「施設設備整備費・建物取得費」

事業を遂行するために直接必要な施設の新築、増築、改築又は改修工事若しくは建物取得に要する経費及び附帯工事費や必要な設備の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、研究科や学部設置のための教室等の新築の工事費用や遠隔教育のための情報設備の購入及び据付に係る経費が挙げられます。

②「備品費」

事業を遂行するために直接必要な備品の購入に使用できます。例えば、パソコンやプリンター等の情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。なお、人件費の算定に当たっては、助成事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、学外者が授業科目の一部を担当する際に支払う経費等教員確保のための経費に限定して使用できます。なお、謝金の算定は、助成事業者の謝金規程等に従ってください。

【旅費】

事業を遂行するために真に必要な、教員確保に係る国内旅費、外国旅費、外国人招へい旅費等に限定して使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、助成事業者の旅費規程等に従ってください。

【その他】

①「委託・外注費」

事業を遂行するために真に必要な、設備・備品の操作・保守・修理（原則として本助成事業で購入した設備、備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うもの）及び教材作成に必要な経費に限定した外注に係る経費に使用できます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。

②「会議費」

事業を遂行するために真に必要な、教員確保に係る会議等の開催に要した経費に限定して使用できます。なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費等）には使用することはできません。

③「借料及び損料」

事業を遂行するために真に必要な、施設設備整備に比して経済的観点から低廉な場合に限定してリース等に要する経費に使用できます。

④「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために真に必要な経費として、例えば、広報費、振込手数料、情報系分野かつ重点分野の教育研究に必要なデータ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学等の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。